行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	医師·有護人材 確保対策課	整理番号	1–7
許認可等の種類	看護師等養成所の変更承認				
根拠法令条例 等·条項	保健師助産師看護師法施行令第13条				
許認可等の概要	看護師等養成所の変更承認				
審査基準(未設定の場合はその理由)	未設定(法令において判断基準が規定しつくされているため) (参考) 保健師助産師看護師法施行令第十三条(指定学校養成所の変更の承認又は届出) 第十一条の指定を受けた学校又は看護師等養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第八条(変更の承認又は届出を要する事項)令第十三条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 第2条(保健師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準) 第3条(助産師学校養成所の指定基準)				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 事案により調査に	三要する日数が特定	官できないため		
期間の制定根拠			_		